

浜松市告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月23日

浜松市長 中野 祐介

- 1 指定管理者の名称
社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
- 2 管理を行わせる施設の所在地及び名称
所在地 浜松市浜名区小松3236番地の1
名称 浜松市浜北障害者生活介護施設光の園
- 3 管理する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 浜松市浜北障害者生活介護施設光の園の生活介護の実施に関する業務
(2) 浜松市浜北障害者生活介護施設光の園の施設及び設備の維持管理に関する業務
(3) 浜松市浜北障害者生活介護施設光の園の管理に関して市長が必要があると認める業務
- 5 利用料金に関する事項
浜松市浜北障害者生活介護施設光の園の利用料金は、指定管理者の収入とする。